

障がい者差別の解消をめざして

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律※とは？

※障害者差別解消法といいます。

目的

国や地方公共団体などの行政機関、民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などを定めることによって、**障がいの有無にかかわらず、すべての方が共に生きる社会**を実現することを目的としています。

内容

障がいを理由とする差別を解消するため、行政機関と民間事業者には、「障がいを理由とした**不当な差別的取扱いの禁止**」と「**合理的配慮の提供**」が義務付けられています。また、行政機関と民間事業者だけでなく、障がいのある人も含めた一人ひとりが、障がいを理由とする差別の解消の推進に貢献することが求められています。

①障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止

- 国・地方公共団体等の行政機関
- 民間事業者

禁止

②合理的配慮の提供

- 国・地方公共団体等の行政機関
- 民間事業者

義務

※障害者差別解消法の改正により、民間事業者の合理的配慮の提供が「努力義務」から「義務」へ変更になります。

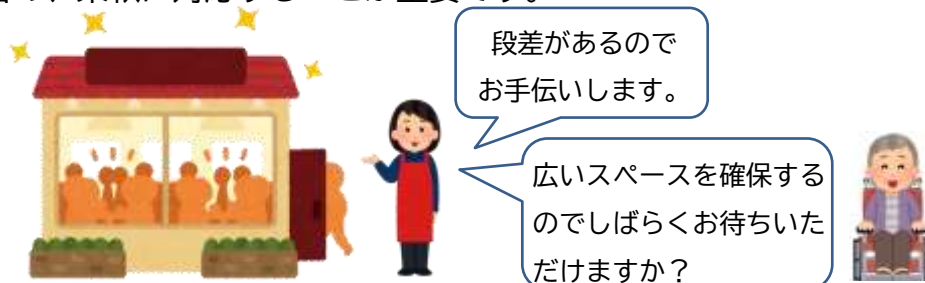
不当な差別的取扱いとは？

「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり、場所や時間帯などを制限したり、障がいのない人には付けないような条件を付けたりすることにより、障がい者の権利利益を侵害することです。正当な理由にあたるかどうかは、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益を考慮したうえで、具体的場面や状況に応じて、総合的かつ客観的に判断されることになります。



合理的配慮とは？

「合理的配慮」とは、障がいのある人や家族などから、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、その実施にあたり、過重な負担にならない範囲^{※1}で、社会的なバリアを取り除くために相手の要望に応じて、必要な工夫や対応を行うことです。合理的配慮の提供の方法は一つではなく、申出のあった方法では対応が難しい場合でも、建設的対話^{※2}を通じて、代替措置の選択も含め、柔軟に対応することが重要です。



※1 「過重な負担」にあたるかどうかは、個別の事案ごとに、費用の程度、人的な制約、物理的な制限などを考慮した上で、具体的場面や状況に応じて、総合的かつ客観的に判断されることになります。また、過重な負担にあたる判断した場合、その理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましいとされています。

※2 「建設的対話」とは、申出の内容と、その申出に対し過重な負担のない範囲でできる対応について、障がい者と事業者双方が持っている情報や意見を伝え合いながら歩み寄り、現状をより良くしていこうと対話を重ね、解決策を検討していくためのやりとりのことをいいます。

大田区ホームページにてイベント等における合理的配慮の提供事例を公開しています。
ご参照ください。

[大田区 合理的配慮について](#)

[検索](#)

大田区福祉部障害福祉課障害者支援担当 電話：03-5744-1700 FAX：03-5744-1592
大田区障がい者総合サポートセンター 電話：03-5728-9134 FAX：03-5728-9136